

厚生教育常任委員協議会報告書

開催日時：令和8年4月14日（火）

午後0時59分～午後2時32分

開催場所：会議室302

1 播磨南中学校西校舎大規模改修工事（第3期）について

播磨南中学校西校舎大規模改修工事（第3期）について所管する教育総務課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨南中学校西校舎については、昭和54年、55年の竣工以降、平成7年度に内装の改修、平成18年度に耐震補強工事を実施しているが、電気、設備等の改修は行っておらず、老朽化が進んでいる。良好な教育環境を確保するため、令和6年度からの3年間で西校舎の全面改修工事を実施することとし、令和6年度は、大規模改修工事の第1期として主にトイレ改修を実施した。令和7年度は、第2期として西校舎南側の改修と屋上防水の全面改修を行った。令和8年度に実施する第3期工事は、西校舎北側の保健室、視聴覚室、家庭科室、音楽室や普通教室などの改修を行う。

また、第1期工事でトイレの改修を行った際、スペースの関係で設置できなかったオストメイト対応の車椅子使用者用トイレを第3期の工事で1階に設置する。

工期は令和9年2月28日までを予定している。

【主な質疑応答】

- Q 中東情勢の混乱によって、ナフサ不足が影響し、改修に必要な物資の供給不足が懸念されるが、これからの工事についての考えは。
- A 工事に影響が出るようであれば、交付金等の関係もあるので県と協議しながら対応策を考えていきたい。

2 製品プラスチック分別収集の実証実験について

製品プラスチック分別収集の実証実験について、所管する産業環境課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和4年4月に国において「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）が施行された。プラ新法では、市区町村は容器包装プラスチックだけでなく、プラスチック製品も含めた「プラスチック使用製品廃棄物」の分別収集と再商

品化に必要な措置を講ずるように務めなければならないとされている。

本町においても、プラ新法に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別方法の見直しを検討しており、再商品化手法の必須条件となる組成調査を行い、再商品化を通じてプラスチック資源循環の促進及び処理費用の削減を図ることを目的とする。

現在、本町で収集された容器包装プラスチックはRPF（固形燃料）として再商品化されている一方で、製品プラスチックは燃えるゴミや粗大ごみとして収集し、焼却・埋立している。

これらの容器包装プラスチックと製品プラスチックをプラスチック資源として一括回収し、認定事業者に引き渡してパレットなどへの再商品化を予定している。

回収対象となる製品プラスチックは、45リットルのごみ袋に入る大きさで、素材の全てがプラスチックのものであり、一部にゴム、金属が含まれるものは対象外とする。

今回は令和8年7月の1か月間だけの実証実験とし、実施までに衛生委員会や広報はりま・町ホームページ・町公式LINEで複数回、できる限り広く周知を行っていく。

実証実験後、令和9年6月までに環境省へ認定再商品化計画を申請し、認定を受けたら、令和10年4月からの本格導入を目指す。

令和8年6月24日発行の広報はりま7月号と一緒に詳細なチラシを全戸配布する予定としている。

【主な質疑応答】

Q 実証期間が7月の1か月間だけだと、住民の方々に理解してもらうのは厳しいと思うが、1か月間だけというのは法的な決まりなどがあるのか。

A 法的な義務や必須条件はない。事業者と打ち合わせをしていく中で、町内全域で1か月あればサンプリングとしては十分だろうということで、7月のみと設定した。

製品プラスチック分別収集の周知とともに、1か月经ったら通常通りの回収に戻してもらおうお知らせも併せて行わなければならないと考えている。また、令和10年からの本格導入についても周知には時間を要するため、地道に周知を行っていききたい。

Q 収集方法として容器包装プラスチックと製品プラスチックを45リットルのごみ袋に入れ、一括収集を行うが、そのごみ袋に入らない大きさの製品プラスチックの取扱いは。

A プラ新法に基づき、容器包装プラスチックと製品プラスチックは45リットルのごみ袋で一括収集するが、そのごみ袋に入らない大きさの製品プラスチックは粗大ごみとして出してもらうことになる。

3 保育施設整備等に向けた蓮池の利活用について

保育施設整備等に向けた蓮池の利活用について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

共働き世帯の増加や地域の宅地化、また令和元年からの教育・保育の無償化等に伴い、保育ニーズは高止まりしている。これに対し、受け皿となるハード整備を行ってきたが、それでもなお待機・保留児童が生じている状況である。入所が難しくなっていることが常態化していることから、早めに入所を希望する保護者が増加し、低年齢化していることもあり、令和9年度には保留児童は増加に転じると見込んでいる。

現状を踏まえて、令和8年2月に開催されたこども・子育て支援策検討会議においては、当事者の声も参考にしながら、「播磨町こども計画において、3歳未満児の保育ニーズを満たすために小規模保育所2か所の整備が掲げられているが、それだけでは接続先である3歳児の段階で保留が生じる。小規模保育所ではない、なるべく兄弟姉妹で預け先が異ならないような、一定規模の保育施設が必要なのではないか。」「候補地の確保が困難なことは理解するが、町として積極的に建設用地を確保、提供して事業者を誘致すべき。」との意見を得た。

意見を踏まえて庁内で検討した結果、特に明姫幹線より北側エリアでは、施設数が少なく、今後も市街化調整区域の市街化に伴う宅地化により保育ニーズはより高くなる見込みであることから、蓮池の活用の検討に至った。

【主な質疑応答】

Q 待機児童・保留児童ゼロにする取組は必要だと思うが、今後将来的に園児数が減ってきたときの考えは。

A 全国的に高齢化が進み、子供が減っているが、播磨町においては、2045年まで0歳から4歳で今と同じような横ばいの人口数になり、当面20年、30年はこの状況が続くと思っている。今後もし園児数が減っていったときは、定員の見直し等、随時対応をしていく必要はあると考えている。

4 学童保育施設整備事業について

学童保育施設整備事業について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

蓮池小学校学童保育所においては、全校児童数698人に対して235人が利用登録をしており、他の小学校に比べて利用率が高い状況が続いている。新たに建設する蓮池小学校学童保育所については、令和8年6月定例会において整備に係る工事請負

費を補正予算として計上予定である。

蓮池小学校の新たな学童保育所は、体育館道路側の駐車場を一部置き換えて建設する。建物の大きさは、幅が16メートル、奥行きが10メートル程度の2階建てで、体育館側にスロープ付きの出入口があり、1階が第4学童保育所、2階が第5学童保育所になる。

【主な質疑応答】

- Q** 第4学童保育所として現在使用しているムービングハウスを今後も使用していく考えは。
- A** 現在、ムービングハウスは1年間のレンタル契約である。学童保育所を希望する方が多い状況と、定員を超えた利用登録児童数を考慮し、児童にとってより良い健全な環境を整えるためにも、今回の施設の建築は必要であると考えている。

厚生教育常任委員会 《行政視察報告書》

日 程：令和8年4月16日（木）

視 察 先：播磨町児童発達支援センターまにまに

視察目的：播磨町児童発達支援センターの支援業務等について

【視察内容】

こども課及び浅原センター長より、播磨町児童発達支援センターの業務について説明を受け、質疑と意見交換を行った。その後、相談室や療育などで使用する部屋、遊具など施設の見学を行った。

【説明の概要】

播磨町児童発達支援センターの目的は、18歳未満の児童とその家族が安心して地域で子育てをし、成長できるように支援を行い、地域の中核的な支援機関の一つとして、学校や園、医療機関等の関連機関との連携づくりから地域支援を行うことである。

播磨町児童発達支援センターの業務として、1.児童通所支援では児童発達支援と保育所等訪問支援事業、2.相談支援では基本相談（入口相談）、専門相談、障害児相談支援事業、親子教室、3.地域支援では巡回相談、家庭支援・きょうだい支援、地域の力を向上させる研修、啓発活動がある。4.関連する業務として関係機関との連携があり、5.その他では事業の質向上、職員研修、苦情対応がある。播磨町児童発達支援センターではこれらの事業・業務を行うことで、児童発達支援センターの中核的機能として国が定めている4つの機能を実施していく。

播磨町児童発達支援センターから学校や園等に訪問をして、支援方法に悩んでいる支援者の方への助言や支援を行うことで、地域の支援者が療育的な関わりができるようになり、それが障がいの有無に関わらず子供たちが地域で成長できる環境を整えることに繋がっていくとの考えを伺った。

【主な質疑応答】

- Q** 播磨町児童発達支援センター業務委託仕様書の内容を確認すると、人員基準が低く感じる。今の人数で十分対応でき、効果が発揮できると認識しているのか。
- A** 業務委託仕様書には、播磨町児童発達支援センターの広さや、播磨町の人口を考慮し、最低限の人数を記載している。実際に播磨町児童発達支援センターが稼働してから、他の職種の職員の必要性が出てくるかもしれない。今後必要に応じて検討していきたいと思うが、スタートラインとしては、現時点での人数と職種があれば、業務委託仕様書に記載のある事業はできると考えている。

厚生教育常任委員協議会報告書

開催日時：令和8年5月19日（火）

午後1時29分～午後2時30分

開催場所：会議室302

1 播磨町立公民館の指定管理について

播磨町立公民館の指定管理について、所管する協働推進課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

「播磨町中央公民館」及び「コミュニティセンター4館」については、現在、令和6年度から令和8年度までの間を指定管理期間として定め、施設の運営をお願いしている。

協働推進課において、学識経験者、教育関係者、地域活動関係者、自治会関係者などからなる「播磨町地域コミュニティのあり方検討委員会」を設置し、今後の播磨町立公民館、特にコミュニティセンター及びそれを運営しているコミュニティ委員会に求める役割と機能について協議を重ねてきた。

播磨町地域コミュニティのあり方検討委員会から受けた、令和7年9月の提言書及び令和8年3月の中間答申を踏まえ、令和9年度は現状の指定管理者に1年間の管理を依頼したいと考えている。なお、播磨町地域コミュニティのあり方検討委員会の最終答申を反映させた令和10年度からの次期指定管理期間の仕様書の作成については、令和8年度及び9年度初旬にかけて、引き続き検討を行いたいと考えている。

【主な質疑応答】

Q 播磨町地域コミュニティのあり方検討委員会の最終答申を受けて、このような組織を作って運営していこうと決定したときに、令和10年度にその目標に向けてすぐに動いていけるのか。組織作りに対する考えは。

A 令和8年度に今まで出てきた中間答申内容等を播磨町地域コミュニティのあり方検討委員会で改めて精査していただくとともに、その検討委員会にコミュニティセンターの運営に携わる方々にも参加いただき、今後の運営方針について十分議論させていただこうと考えている。

2 学童保育事業に係る指定管理業務について

学童保育事業に係る指定管理業務について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

現在の学童保育事業に係る指定管理者については、令和4年4月1日から令和9年3月31日の期間を特定非営利活動法人「高砂キッズ・スペース」が町内4小学校にある11施設及び長期休業期間中の1施設を運営している。

令和8年度が最終年度であるため、令和9年4月1日から令和14年3月31日の5年間における指定管理者を令和8年度に募集する予定である。

指定管理料の限度額については、学童保育事業を行っている3者と学童保育所の運営について意見交換を行い、その際に得られた見積額を参考に次期指定管理者への支出予定額を検討している。

現在、近隣市町の学童保育事業に従事する職員と当町の職員との間で賃金額に差が生じていることから、指導員を確保することで、今後もより安定した質の高い学童保育所の運営を目的に指定管理料の限度額を提案する予定である。

【主な質疑応答】

Q 学童保育の補助事業で、通常単年度で完結する予算の例外として複数年度にわたる債務負担行為を設定する理由は。

A ある程度期間を長く結ぶことで、人員の確保や安定的な雇用に繋がり、安定的な施設運営に寄与するため。

3 保育施設整備等に向けた蓮池の利活用について

保育施設整備等に向けた蓮池の利活用について、所管することも課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和8年4月14日の厚生教育常任委員協議会においてのスケジュール説明で、当初令和13年度開所を想定して令和9年度からの着手と想定していたが、当町の待機・保留児童の現状と今後の見通しを考慮し、現時点で前倒しの実施をすれば、1年前倒しの令和12年度で施設開所が可能となる見込みとなった。

待機・保留児童対策は、町にとっても懸案事項であり、早期の対策を行う必要があるため、1年前倒しの令和12年度の施設開所に向け6月定例会に実施設計に係る費用の補正予算を提案する予定である。

【主な質疑応答】

Q 都市計画区域変更に伴って、播磨町都市計画マスタープランを変更する場合の手続きは。

A 播磨町都市計画マスタープランには、ため池の役目を終えた農業用ため池につ

いては、活用を検討すると明記してあるので播磨町都市計画マスタープランの変更は必要ない。

ただし、都市計画区域の変更は必要となるため、今回、公園の区域変更作業に着手しているところである。